

平成 20 年 2 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に
関する適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 第3項について

「用語の定義」の考え方について

連結財務諸表制度の本旨等を勘案した場合、本公開草案における用語の定義については、監査委員会報告第 60 号と同様に財務諸表等規則に準拠すべきものであると考える。
--

（理由）

本公開草案は、「結論の背景」で示されているように現在実務上の指針として広く用いられている監査委員会報告第 60 号のうち会計上の取扱いに関する部分を基本的に引き継ぐとともに、会社法施行への対応、及び明確化が必要と考えられる点についての対応を行ったものであり、子会社及び関連会社の定義の根拠についてもこの前提に立つべきであると考えます。

監査委員会報告第 60 号は、旧証券取引法（現金融商品取引法）に基づく開示制度が連結財務諸表中心に転換された時点において、連結財務諸表制度の根幹となる子会社及び関連会社の範囲の決定について実務上の留意点を明らかにしたものであり、その根拠は旧証券取引法第 193 条（現金融商品取引法第 193 条）に基づき定められた財務諸表等規則にあるものと考えられ、監査委員会報告第 60 号においても用語の定義は財務諸表等規則に準拠して記載されているものと認識している。

一方、本公開草案では、用語の定義の準拠を「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」においているが、連結財務諸表制度の本旨及び上記の法的根拠を勘案した場合、本公開草案における用語の定義は、監査委員会報告第 60 号と同様に財務諸表等規則に準拠すべきものであると考える。

第3項(2)

「子会社」の定義については、「親会社及び子会社」又は「子会社」による支配の場合についても記載することが適当であると考える。

(理由)

財務諸表等規則第8条第3項及び本公開草案第17項から明らかなように、「親会社及び子会社」又は「子会社」による支配の場合も「子会社」とみなされる旨を定義においても記載することが適当であると考える。

第3項(3)

「関連会社」の定義は、「会社」(財務諸表提出会社)を主体とする記載が適当であると考える。

(理由)

本公開草案の記載では、子会社を有しない会社が重要な影響力を行使する会社等について関連会社と定義できないことから、定義として不十分であると思われる。「親会社及びその子会社が」との記載は、例えば「会社又は当該会社及びその子会社が」とすることが適当であると考える。

2. 第4項(2)について

「直前期の株主総会招集通知に記載されている総株主の議決権の数」を議決権の所有割合における行使し得る議決権の総数として使用できる場合を広く認めることが適当であると考える。

(理由)

連結範囲を判定する連結会計年度末時点において、行使し得る議決権の総数を厳密に把握することは実務上困難である。(上場会社においては不可能)

したがって、実務に配慮し、直前期の株主総会招集通知に記載されている総株主の議決権の数の使用を認めた上で、財務諸表提出会社が知り得る重要な事象については補完を要する旨の規定とすることが適当であると考える。

3. 第14、15項について

第14項(3)については、「金融機関が通常取引として融資を行っている場合を除く」旨の記載を追加すべきであると考える。

なお、第15項(1)についても同様の記載を追加すべきである。

(理由)

第13項の過半数の融資という実質判定においては「金融機関が通常取引として融資を行っている場合を除く」旨の記載があることとの平仄を確保すべきである。

第14項(3)にこの旨の記載が無い場合には、ほとんどの融資先が実質判定により連結会社に該当するとの誤解が生じることになるため、当該記載の追加によりこの点を明確にすることが必要と考える。

なお、第15項(1)については、「融資及び出資」と記載されているため、対象を限定する意味でも記載が必要であると考える。

4. 第16項について

第16項(4)(要件 ~) <関連記載 第24項>

要件(~)の該当の有無を判定する際には、投資育成や事業再生の目的に沿った事象については取引実態を勘案して斟酌すべき旨の記載をすべきであるとする。

(理由)

例えば、ベンチャーキャピタルにおける投資に際しては、投資育成の為に助言や営業斡旋、更に人材の派遣等が実務上行われているが、これらを要件における「投融資を行っているもの以外の取引」又は要件における「連携関係」に該当すると考えると、そもそもの目的達成の為の手段が認められないこととなり、現行の取引実態から乖離することになる。支配の意図がない投資育成や事業再生の目的に沿った行為については、当然に要件の該当から除外されるべきである。

第16項(4)(本文)

後半部分の「ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。」については、削除もしくは内容の見直しが必要であるとする。

(理由)

投資育成や事業再生の目的を遂行するために、投資先企業の議決権の過半を取得するケースも考えられる。本条項は、その様なケースを含めて議決権の過半を取得する場合を全てただし書きの対象として除外し、当該投資先企業を子会社と判定するものと解される懸念がある。削除もしくは目的遂行の為に必要な場合については含めない旨記載する等の見直しをすべきである。

第16項(4)(要件 ~) <関連記載 第24、40、45項>

例えば、銀行における預金取引等、定型的な条件において大量に行われる同種の取引、投資育成の目的を達成するための手段として行われる取引等については、「通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引」の対象外とすることが適当であるとする。

なお、「通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと」との記載は、「通常の取引として投融資を行っているもの以外の重要な取引がない」と改めることが適当であるとする。

(理由)

本項目は、今後厳格に運営されることが望まれるが、その際実態に即さない過度な条件は予め除外すべきである。

判断基準として示す場合には、「重要な取引がない」との記載がより明確であるとする。

第16項(4)(要件 ~) <関連記載 第24項>

要件 ~ は削除することが適当であるとする。

また、削除が困難である場合には、「明らかに異なる」と判断するための具体的な指針を示していただきたい。

(理由)

融資先や投資先が、グループ内企業と同種の業種か否かは、支配の態様とは関係なく、あくまで営業としての取引か否かで判断されるべきである。特に、投資企業の企業集団における事業の種類が多種に及ぶ場合、投資先企業の業種の如何により子会社か否かが分かれることになり、投資事業の取引実態とは乖離するものとする。

前述の目的に沿った事象について考慮した上で、要件 に規定しているシナジー効果や連携関係を判断することで、 の規定の意図は満たされるものとする。

また、仮に が削除できない場合であっても、「明らかに異なる」と判断するための具体的な指針がない場合には、その解釈に幅が生じることが懸念される。投資先企業によっては複数の基幹業務を営んでいることも想定され、何をもって自己の事業の種類と「明らかに異なる」のか判断に迷う事態も考えられるためこの点を明確にする必要がある。

第 16 項(4) (要件)

「当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと」との記載については、「当該他の会社等との重要なシナジー効果も連携関係もないこと」と記載を改めることが適当であるとする。

(理由)

ここで考慮されるべきものは、重要なシナジー効果等と考えることが適当であるとする。

第 16 項(4)後段

「実質的な営業活動を行っている会社等」には、いわゆるベンチャー・ファンドやバイアウト・ファンド等も含まれることを明記していただきたい。

(理由)

ベンチャー投資・バイアウト等においては、有限責任組合等が実務上用いられており、ゼネラル・パートナー (GP) である投資会社が当該組合自体の営業を行っていることが通常である。GP である投資会社と当該組合自体は不可分一体であることから、有限責任組合等自体が営業活動を行っているとは認めない場合には、本条項の趣旨が没却されることになると考える。

5. 第 18、19 項について

「支配が一時的である場合」及び「利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合」は、子会社に該当するが非連結として扱うことになるため、本来は「子会社及び関連会社の範囲」の適用指針ではなく、別途定めることが望ましいとする。

別途定めることができない場合には、第 18、19 項は「連結に含めない事由」に係る記載であることを明確にすべきである。また、監査委員会報告第 60 号と同様に重要性の判断についても言及することが望ましいとする。

(理由)

第 18、19 項で対象となる会社等はいくまでも子会社であり、子会社の範囲に係る内容ではない。本適用指針案の「目的」を「子会社及び関連会社の範囲」としているにも関わらず、監査委員会報告第 60 号と同様に第 18、19 項を含める扱いとした場合には、現在散見されるように「子会社に該当しない事由」と「連結に含めない事由」とが混同されることが懸念される。

なお、本適用指針案に第 18、19 項の内容を含める場合には、「支配しているがその支配が一時的であること」と「一時的な保有は偶発的であり支配の実態がない場合」とは異なることも追記することが望ましい。

6. 第 19 項について

「一般に、それは限定的であると考えられる」とされる内容について、記載を明確にすることが適当であると考ええる。

(理由)

第 44 項の結論の背景等から判断すると、「連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等」自体が限定的という意味に解される。しかし、第 19 項の記載では、後段の例示されたものが限定的であるというようにも理解できるため。

7. 第 28 項について

本適用指針案は、監査委員会報告第 60 号の会計上の取扱いに関する部分について内容を引き継ぐものであること、また、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」や財務諸表等規則に規定されていることから、流動化 S P C の特則について記載すべきであると考ええる。

また、実務対応報告第 20 号及び実務対応報告第 23 号を参照する旨の記載も必要であると考ええる。

(理由)

会社に準ずる事業体については、投資事業組合・信託・資産流動化 S P C 等について一般則から離れた具体的な取扱いが規定されている。それにもかかわらず、会社に準ずる事業体全般について、単に一般則に準じて行くと記載することは、誤謬の誘因となるものであり回避すべきであると考ええる。

8. 第 31 項について

監査委員会報告第 60 号の「改廃」につき触れているが、改正のみならず、廃止も含めて検討されるのか確認したい。

(理由)

監査委員会報告第 60 号の廃止をも含めているのであれば、本適用指針案の内容では不十分であることから、Q & A も含めて監査委員会報告第 60 号との比較を行った上で拡充が図られるべきであると考ええる。

9. コンバージェンスのための検討について

連結の範囲の考え方については、2011年に向けたコンバージェンスをも視野に入れ、連結財務諸表制度の本旨に基づく広範な議論を行うことが望まれる。

(理由)

企業会計基準委員会においては、コンバージェンス関連項目として「連結の範囲」を掲げ専門委員会で今後対応を行うことを明らかにしている。

今回の適用指針案では、この点は触れられていないが、連結財務諸表制度における連結範囲の問題については、重要性が高いテーマであることから、連結財務諸表制度の本旨に基づく広範な議論が提起されることを希望する。

以 上